

現職教員向け
(在職年数＋単位修得)

特別支援学校教諭の免許状取得について

(教育職員免許法第6条別表第7)

【1授与】 根拠規定：高知県教育職員免許状に関する規則第14条別表（6特別支援学校教諭免許状）

種類	基礎となる免許状	在職年数
2種免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状	基礎となる免許状を取得した後、当該校種の教員として良好な勤務成績で3年以上
1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状	基礎となる免許状を取得した後、当該免許状領域の教員として良好な勤務成績で3年以上

＜必要単位数＞ 基礎免許状の取得以降に修得した単位であること。

特別支援教育に関する科目		必要教育領域	1種	2種
必要な総単位数			6単位以上	6単位以上
下の各欄ごとに必ず修得しなければならない単位数			内訳	内訳
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		—	1単位以上 (※)
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目)	・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	視・聴 1単位以上 2単位以上	1単位以上 2単位以上
		・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	知・肢・病 1単位以上	1単位以上
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	第2欄の5領域のうち免許状に定めない領域(含む領域可) ＋ 重複・LD等	1単位以上

(※) 特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、2単位を上限とし、2単位を超える単位数があるときには2単位とみなすものとする。

単位修得例

【単位修得例1】 特別支援学校教諭2種（知・肢・病）の免許取得

第1欄	第2欄	第3欄	総修得単位数
基礎理論に関する科目 1単位	知的障害者 1単位 肢体不自由者 1単位 病弱者 1単位 計 3単位	重複・LD等 1単位 (含む領域 視、聴、知、肢、病) 視覚または聴覚 1単位 計 2単位	6単位

【単位修得例2】 特別支援学校教諭2種（視覚・聴覚・知・肢・病）の免許取得

第1欄	第2欄	第3欄	総修得単位数
基礎理論に関する科目 1単位	視覚障害者 2単位 聴覚障害者 2単位 知的障害者 1単位 肢体不自由者 1単位 病弱者 1単位 計 7単位	重複・LD等 1単位 (含む領域なし)	9単位

【単位修得例3】 特別支援学校教諭2種（知・肢・病）を所有している者が1種（知・肢・病）へ上進

第2欄	第3欄	総修得単位数
知的障害者 1単位 肢体不自由者 1単位 病弱者 1単位 計 3単位	重複・LD等 1単位 (含む領域 視、聴、知、肢、病) 任意の領域 2単位 計 3単位	6単位

※1 「心理、生理、病理」と「教育課程、指導法」の両方を含む単位

※2 「心理、生理、病理」と「教育課程、指導法」をそれぞれ各1単位

【2領域追加】 根拠規定：教育職員免許法施行規則第7条第5項

2種免許状に追加	所有する特支免許状に定められている領域又は、追加を受けようとする新教育領域を担当する教員として（幼小中高等の教員を含む）良好な勤務成績で1年以上
1種免許状に追加	所有する特支免許状に定められている領域又は、追加を受けようとする新教育領域を担当する教員として良好な勤務成績で1年以上

＜必要単位数＞ 単位の修得時期の制限は特にない。（基礎となる領域と同時期に修得した単位でも使用可）

特別支援教育に関する科目			必要教育領域	最低修得単位数			
				1種		2種	
各特別支援教育に関する科目のごとの領域の追加に必要な合計修得単位数				4又は2単位以上		1又は2単位以上	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			修得不要です			
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	・心理、生理、病理	視・聴	1	4	1	2
		・教育課程、指導法	視・聴	1		1	
		・心理、生理、病理	知・肢・病	1	2（※）	両方の内容を含む1	
		・教育課程、指導法		1			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	重複・LD等	修得不要です			

（※） 当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目についてそれぞれ1単位以上でもよい。

単位修得例

【単位修得例1】 特別支援学校教諭2種（知・肢・病）へ視覚障害者の領域を追加

第2欄	
視覚障害者（教育課程、指導法）	1単位
視覚障害者（心理、生理、病理）	1単位
計	2単位

【単位修得例2】 特別支援学校教諭1種（視覚障害者）へ知的障害者の領域を追加

第2欄	
知的障害者（教育課程、指導法）	1単位
知的障害者（心理、生理、病理）	1単位
計	2単位

又は

第2欄	
知的障害者（教育課程等＋心理等）	1単位
知的障害者（教育課程、指導法）	1単位
計	2単位

【単位修得例3】 特別支援学校教諭1種（知・肢・病）へ聴覚障害者の領域を追加（聴覚障害の2種免許状所有）

第2欄	
聴覚障害者（教育課程、指導法）	1単位
聴覚障害者（心理、生理、病理）	1単位
計	2単位

1種免許状に必要な単位数から2種免許状に必要な単位数を差し引いた単位数を修得すればよい。

・領域の追加を申請する場合は、追加しようとする免許状の授与を受けた都道府県教育委員会へ申請することになります。
（高知県教育委員会の認定講習で修得した単位の使用の可否など詳細については、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。）

【問い合わせ先】 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
【教員免許のページ】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/menkyo/>



平成11年度～平成18年度 高知県における免許法認定講習(特殊教育)の開設科目一覧

	免許法施行規則に規定する科目						免許状の領域	開設状況								備考	
	特殊教育に関する科目			特別支援教育に関する科目				11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
	昭和63年改正法		平成10年改正法	平成19年改正法				開設科目名	開設科目名	開設科目名	開設科目名	開設科目名	開設科目名	開設科目名	開設科目名		
1	第1欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	第1欄	教育の基礎理論に関する科目	第1欄	教育の基礎理論に関する科目					視覚障害教育・原理	視覚障害教育原理		視覚障害教育における教育的支援	視覚障害のある児童生徒への教育の支援		
2		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目															
3	第2欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目	第2欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目	第2欄	特別支援領域に関する科目 (免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目として使用する場合は第3欄として使用可能)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目		盲心理		目の機能と視覚障害	視覚の生理・病理			視覚に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理		
4	第3欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	第3欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目										盲教育における教育課程及び指導法に関する科目
5					第3欄	免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目										
						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目											
6	第1欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	第1欄	教育の基礎理論に関する科目	第1欄	教育の基礎理論に関する科目					聾教育	聴覚障害教育理論	聴覚障害児童・生徒の理解と指導		聴覚障害児の教育		
7		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目					言語指導の理論及び実際										
8	第2欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目	第2欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目	第2欄	特別支援領域に関する科目 (免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目として使用する場合は第3欄として使用可能)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目		聴覚生理及び病理	聴覚音声 生理、病理	聴覚音声 生理、病理		聴覚障害児の生理・心理	聴覚障害児心理、生理及び病理			
9	第3欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	第3欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目									聾教育課程	聴覚障害児の指導法
10					第3欄	免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目										
						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目											
11	第1欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目	第1欄	教育の基礎理論に関する科目	第1欄	教育の基礎理論に関する科目					障害児教育	障害児教育概論	障害児教育概論	障害児教育概論	障害児教育の制度と歴史	特別支援教育の制度と歴史	
12		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目					障害児教育概論										
13	第2欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目	第2欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目	第2欄	特別支援領域に関する科目 (免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目として使用する場合は第3欄として使用可能)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目		障害児心理	障害児病理	障害児の生理と心理	障害児の心理、生理及び病理	発達障害児の心理、生理及び病理	発達障害児の心理、生理及び病理	発達障害児の心理、生理及び病理		
14	第3欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	第3欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目										障害児教育課程
15					第3欄	免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理に関する科目										
						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目											
合 計								5	5	7	7	7	7	7	7		

高知県における特別支援学校教諭にかかる免許法認定講習の平成19年度～令和6年度)開設状況 及び 令和7年度以降の開設予定一覧

	特別支援教育に関する科目	免許状の領域	これまでの開設状況																							中心となる領域	含む領域		
			H19～R6開設状況																			R7年度【予定】	R8年度【予定】	R9年度【予定】	R10年度【予定】				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度									
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目	全	●	●	●	●	●		●		●		●		●		●		●		①	●		●					
2	免許状教育領域に関する科目として使用できる科目（中心となる領域が免許状領域でない場合は第3欄の科目となるものを含む。）	心理等に関する科目	視覚				●		●		●		●		●		●		●		②		●		●	視	なし		
3		課程等に関する科目					●	●		●		●		●		●		●		●		③	●		●		視	なし	
		心理等及び課程等に関する科目																									視	なし	
4		心理等に関する科目	聴覚			●		●		●		●		●		●		●		●		④	●		●		聴	なし	
5		課程等に関する科目			●		●		●		●		●		●		●		●		●		⑤		●		●	聴	なし
		心理等及び課程等に関する科目																									聴	なし	
		心理等に関する科目	知的																								知	なし	
6		課程等に関する科目						●														⑥					知	なし	
7		心理等及び課程等に関する科目		●	●	●		●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	⑦		●	●	●	知	なし	
		心理等に関する科目	肢体不自由																								肢	なし	
8		課程等に関する科目								●												⑧					肢	なし	
9		心理等及び課程等に関する科目		●	●	●		●	●		●	●		●	●	●		●	●		●	⑨	●	●	●	●	肢	なし	
		心理等に関する科目	病弱者																								病	なし	
10		課程等に関する科目										●										⑩					病	なし	
11		心理等及び課程等に関する科目						●	●		●	●		●	●		●	●	●		●	⑪	●	●		●	病	なし	
12	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	全	●	●	●	●	●		●		●		●		●		●		●	⑫	●		●		重複障害・LD等	知・視・聴・肢・病		
13									●		●		●		●		●		●		●	⑬		●		●	重複障害・LD等		
合 計				4	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5		6	6	6	6				

注）令和7年度以降については、現時点での開設予定科目であり、計画どおりの開設とならない場合もあります。正式な開設科目については、各年度の開催要項により、ご確認くださいことになります。

平成19年度～平成26年度 高知県における免許法認定講習（特別支援教育）の開設科目一覧

教育職員免許法施行規則に規定する科目				免許状に定める領域	開設科目名								
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			特別支援教育の制度と歴史（平成19年度）	特別支援教育の制度と歴史（平成20年度）	特別支援教育の制度と歴史（平成21年度）	特別支援教育の制度と歴史（平成22年度）	特別支援教育の制度と歴史（H23認定講習）		特別支援教育の基礎理論（H25認定講習）		
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害者	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				視覚障害者の心理・生理・病理		視覚障害者の心理・生理及び病理（H24認定講習）		視覚障害者の心理・生理及び病理（H26認定講習）	
				・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				視覚障害児の教育課程及び指導法	視覚障害者の教育課程及び指導法（H23認定講習）		視覚障害教育課程・指導法（H25認定講習）		
			聴覚障害者	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			聴覚障害者の心理・生理・病理		聴覚障害心理・生 理学論（H23認定講習）		聴覚障害者の心理・生理及び病理（H25認定講習）		
				・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			聴覚障害の理解と教育	聴覚障害児童生徒の教育と指導法		聴覚障害者の教育課程及び指導法（H24認定講習）		聴覚障害者教育論（H26認定講習）	
			知的障害者	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害の理解と教育	知的障害の理解と教育	知的障害の理解と教育		知的障害の理解と教育（H23認定講習）		知的障害の理解と教育（H25認定講習）	知的障害の理解と教育（H26認定講習）	
				・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					知的障害の理解と教育（H24認定講習）				
			肢体不自由者	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由の理解と教育	肢体不自由の理解と教育	肢体不自由の理解と教育			肢体不自由の理解と教育（H24認定講習）	肢体不自由の理解と教育（H25認定講習）		
				・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							肢体不自由教育の教育課程・指導法（H26認定講習）		
			病弱者	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目					病弱教育における理解と指導（H23認定講習）	病弱教育における理解と指導（H24認定講習）		病弱教育における理解と指導（H26認定講習）	
				・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目									
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害・発達障害等の理解と教育	重複障害・発達障害等の理解と教育	重複障害・発達障害等の理解と教育	重複障害・発達障害等の理解と教育	重複障害児の理解と指導（H23認定講習）	重複障害及び発達障害の特性理解と指導（H24認定講習）	重度重複障害及び発達障害の理解と指導（H25認定講習）	重複障害及び発達障害の特性理解と指導（H26認定講習）	
	合 計					4	5	5	5	6	6	6	6

平成27年度～令和6年度 高知県における免許法認定講習（特別支援教育）の開設科目一覧

[illegible]

修得済単位チェックシート

ご自身で修得済の単位等を記入し、取得希望免許状に必要な単位をご確認ください。

1 取得希望免許状及び修得単位

現有免許状									
取得希望免許状		一種 ・ 二種		希望する領域（視・聴・知・肢・病）					
修 得 単 位				H18まで		H19～R5		高知県教育委員会が開設する認定講習以外	
				修得講座番号	単位数	修得講座番号	単位数	修得講座番号	単位数
	第1欄	基礎理論に関する科目							
	第2欄	視覚	心理、生理、病理						
			教育課程、指導法						
		聴覚	心理、生理、病理						
			教育課程、指導法						
		知的	心理、生理、病理	い 知 ず 肢 れ 病 か の					
			教育課程、指導法						
			心理等＋教育課程等						
		肢体不自由	心理、生理、病理						
			教育課程、指導法						
			心理等＋教育課程等						
		病弱	心理、生理、病理						
			教育課程、指導法						
心理等＋教育課程等									
第3欄	免許状に定められる教育領域以外	心理、生理、病理							
		教育課程、指導法							
		心理等＋教育課程等							

2 取得希望免許状のため、認定講習において今まで修得している科目名

修得講座番号	科目名	修得講座番号	科目名
①		⑥	
②		⑦	
③		⑧	
④		⑨	
⑤		⑩	

※平成18年度までの単位については、参考資料2「（平成11年～18年度 高知県における免許法認定講習（特殊教育）の開設科目一覧）」を参照すること

3 必要な勤務経験等

2種免許状	幼小中高の普通免許状を取得した後、特別支援学校又は、幼小中高の教員として良好な勤務実績で3年以上
1種免許状	特別支援学校の2種免許状を取得した後、当該免許状領域の教員として良好な勤務実績3年以上